

## 令和7年度第2回倉敷市国民健康保険運営協議会議事概要

1 日 時 令和8年2月5日（木）午後2時～午後3時

2 場 所 倉敷市役所10階大会議室

3 出席者

【委員】榎谷委員、大熊委員、齋藤委員、諏訪委員、妹尾委員、  
高月委員、浅野委員、岡委員、加藤委員、長尾委員、  
三浦委員、柚木委員、太田委員、生水委員、竹中委員、  
藤原委員、松成委員、宮崎委員、徳永委員

【事務局】生水副市長、月本参与、友杉次長、則本課長代理、山脇課長主幹、池上課長主幹、  
山根主幹、中西主幹、徳田主幹、長谷川副主任、宗重主事、江口主事

4 議事

(1) 本市国民健康保険の状況

(2) 本市国保財政の状況と見通し

(3) 条例改正（案）

- ・子ども子育て支援金制度の新設
- ・保険料の改定
- ・保険料賦課限度額および軽減判定所得の改定

(4) 本市国民健康保険事業における取組み

5 議事の経過

- 事務局より、本市国民健康保険の状況と取組、本市国民健康保険財政の状況と見通し及び倉敷市国民健康保険条例の一部改正（案）の説明を行い、質疑応答の後、倉敷市国民健康保険条例の一部改正に係る諮問案が了承された。

（以下、主な意見等）

- 委員：令和8年度の保険料について、大変厳しい財政状況は当面変わらないと考えており、国保財政調整基金が枯渇するまでの期間を延ばすことや、急激な保険料の引き上げを回避する観点から、諮問案のとおり保険料を引き上げざるを得ないことは理解できるが、令和8年度の基金投入額を4.5億円と設定した理由は何か。  
→事務局：まず、約9.2億円の収支不足を解消するための料率改定にあたり、一人当たり保険料の値上げ幅は5千円から6千円程度に抑えることを目指した。  
その結果、今回の改定案は保険料引き上げによる増収額3.9億円、引き上げに

伴う公費増0.8億円であり、被保険者に負担いただく保険料より基金取り崩し  
が上回るという点も含め妥当と判断し、4.5億円の取り崩し額となったもの。

○委員：資料によると、基金の取り崩し額を4.5億円に抑えたとしても、令和11年度  
には基金が枯渇すると見受けられる。令和9年度以降の保険料引き上げが必要  
になると思うが、次回の引き上げ時期を判断する基準や目安はあるのか。

→事務局：まず、子ども・子育て支援納付金分については、制度上、令和10年度まで段階  
的に上がることが決まっているので、この分は令和9年度の保険料改定が必要  
である。保険料のその他の部分（医療・後期・介護）については、県による保険  
料の完全統一の動向や、今後の決算状況等を見て検討する必要があると考えて  
いる。

○委員：今回の基金の取り崩し分の用途としては、子ども・子育て支援金の負担抑制には  
充てず、本来の保険料である医療・後期・介護に充てるという理解でよいか。

→事務局：お見込みのとおりである。

○委員：子ども・子育て支援金の賦課・徴収が令和8年度から始まることについて、国保  
加入者への十分な周知・広報をお願いします。

○委員：保険料改定案の資料の中に、「低所得世帯に配慮し」とあるが、具体的な所得の  
幅と保険料の関係をグラフで示すなどした方がわかりやすいと思うので、その  
ような対応をお願いしたい。

→事務局：保険料の応能割（所得割）部分を以前より引き上げ、応益割（均等割、平等割）  
部分を引き下げる点とした点を「低所得世帯に配慮し」と表現した。  
資料には、42歳一人世帯と70歳一人世帯のケースで、所得階層別に保険料が  
いくら上がるかを表で例示しているが、より丁寧にわかりやすいものになるよ  
うに努めてまいりたい。

○委員：資料によると、特定健診受診率が低い。この原因を調査して、今後に生かしてい  
くべきだと思う。

→事務局：特定健診受診率向上のために様々な受診勧奨事業を実施しているが、なかなか上  
がってこない状況である。未受診者の状況を調査し、すでに病院にかかっている  
から健診は受けないという方に対しては、診療情報を提供していただくことで  
健診を受けたとみなす事業を行い、病院にもかかっていないし健診も受けたこ  
とがないという方に対しては、電話にて受診勧奨を行っている。健診を受けるこ  
との重要性を説明し、受診に結び付けてまいりたい。

○委員：特定健診受診の診療情報提供事業について、現場としては、医師から勧めると、  
大半の患者は応じてくださると感じている。その際、診療情報を提供するとクオ  
カード500円がもらえるということを気にしている患者は少ないので、イン

センチブとしての効果があるのかなと思う。

→事務局：医師から勧めていただくことの効果は大きいと感じている。先生方の御協力をいただき、事業を推進していければと思っている。

クオカードの進呈については、診療情報提供に際しては、患者から医療機関へ必要書類を持参して医師へ依頼していただく方法を採用しているため、そのハードルを越えるきっかけになればという意図で実施している事業である。

○委員：人間ドックの結果も利用できると認識しているが、人間ドックの結果については、患者から医療機関へ提示されない限り、把握できないという面がある。

→事務局：全て自己負担で受診した人間ドックの結果や職場健診結果の提供に対してもクオカードを進呈している。提供された結果を市が特定健診等データシステムに登録すると、その情報を本人がマイナポータルで確認できるようになり、また医療機関を受診する際に、本人が同意すれば、医療機関でも確認することができるような制度となっている。

(以上)